

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。



米子市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

### 2 基本理念

**安心して子どもを生き育てられ、  
子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、  
よなご**

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育て・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。

このような課題に対応し、子育て・子育てをしやすい社会にしていくために、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、これらに基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すこととなりました。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、子ども・子育て支援法の基本理念に掲げられているように、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があります。

また、子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

こうしたことから、次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念である「安心して子どもを生き育てられ、子どもがいそいそと個性豊かに育つまちの実現」を継承しつつ、上記内容を踏まえ、米子市がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「米子市子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「安心して子どもを生き育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」と設定します。

### 3 基本目標

米子市の子育て支援に関する計画は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画として、これまで「次世代育成支援行動計画後期計画」がありました。この内容は今後も継続して行うべき施策であることから、「子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標」、「施策体系」は後期の行動計画を引き継ぐこととします。

#### (1) 地域における子育て支援

米子市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てができるような、地域における子育て環境を構築するため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育てサークルの支援、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進、民間における取組みとの連携など、地域における子育てを積極的に支援します。

#### (2) 母子の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てといった流れの中で、母親や子どもの健康を適切に守っていくために、子育てに関する正しい情報を提供し、適切な食生活を確保できるように、米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境を目指し、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

#### (3) 教育環境の整備

晩婚化などによる出生数の減少により、少子化が進行し次代の親が減っていく中で、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

#### (4) 生活環境の整備

子育て世代を取り巻く、雇用不安等の様々な社会的不安に対して、安心して生活でき、子育てを行うことができるように、良好な住宅・居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備等、安全・安心なまちづくりを推進し、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進します。

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立支援

就労と出産・子育ての二者択一ではなく、子育てと仕事とのバランスが保てるように、企業の意識啓発、地域の子育て支援、保育サービスの充実等により、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

#### (6) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪へ巻き込まれないようにするだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、保護者の自覚を高めることや子育てに関する正しい情報の提供などに努めるとともに、子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、地域における人々の交流により、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指します。

#### (7) 支援を必要とする子ども等への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

#### 4 施策の体系

基本目標を受け、基本施策を以下のように位置付けます。

なお、特に重点的に取り組むべき事業を設定し、基本目標の達成を目指します。

★印＝重点事業

基本目標	基本施策
(1) 地域における子育て支援	① 地域における子育て支援サービスの充実
	② 保育サービスの充実
	③ 地域の子育て支援体制の強化
(2) 母子の健康の確保及び増進	① 子どもや母親の健康の確保
	② 小児医療の充実
	③ 食育の推進
	④ 思春期保健対策の充実
(3) 教育環境の整備	① 次代の親の育成
	② 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備
	③ 家庭や地域の教育力の向上
	④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4) 生活環境の整備	① 良質な住宅・居住環境の確保
	② 安心して外出できる環境の整備
(5) 職業生活と家庭生活との両立支援	① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
	② 仕事と子育ての両立の推進
(6) 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進	① 児童虐待予防・防止対策の充実
	② ひとり親家庭の自立支援の推進
	③ 障がい児施策の充実
	④ 被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

## (1) 地域における子育て支援

米子市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てができるような、地域における子育て環境を構築するため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育てサークルの支援、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進、民間における取組との連携など、地域における子育てを積極的に支援します。

### ① 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ると共に、その周知に努めます。

(具体施策)

- ・子育て利用者支援事業★
- ・子育て支援センターの充実★
- ・保育所における一時預かり事業の充実★
- ・ファミリー・サポート・センターの整備・充実★
- ・ショートステイ事業（子育て短期支援事業）★
- ・トワイライトステイ事業
- ・児童館事業
- ・遊び場の確保
- ・多様な交流と体験活動の推進
- ・子ども地域活動支援事業
- ・子育てネットワークの充実

### ② 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の多様なニーズに柔軟に対応できるように、各保育所、幼稚園等が連携して多様な保育サービスを提供するとともに、保育従事者の育成・確保を図ります。

また、保育サービスの質の向上を図るため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用しつつ、積極的な情報提供と、サービスを評価する仕組みの導入を図るとともに、認定こども園、保育所、幼稚園等の効率的な運営を目指します。

さらに、保育所の待機児童を解消するため、既存保育所等の施設能力の活用・整備を図ります。

(具体施策)

- ・保育所入所待機児童の解消★
- ・認可保育所における延長保育・幼稚園における預かり保育の充実★
- ・病児・病後児保育の推進★
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業★
- ・多様な主体が新規参入することを促進するための事業★
- ・休日保育の推進
- ・保育施設機能の充実と効率化の推進

- ・幼稚園における2歳児の受入れ
- ・障がい児保育の推進
- ・マンパワーの確保と育成
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減

### ③ 地域の子育て支援体制の強化

地域の子育てサービスの質の向上を図るため、子育てサークル等の支援や人材育成に努めるとともに、子育て支援サービスのネットワークの構築を推進し、子どもたちが地域社会の一員としていきいきと育つ環境をつくり、地域の中で安心して子育てができるように、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

(具体施策)

- ・子育てサークルの育成・支援
- ・地域の保育資源に関する情報提供の充実
- ・認定こども園・保育所・幼稚園等の地域活動事業の推進
- ・認定こども園・保育所・幼稚園等における子育て相談への支援
- ・認定こども園・保育所・幼稚園の地域での活用の促進
- ・子育て支援に係る人材育成
- ・地域組織活動等の育成・支援

## (2) 母子の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てといった流れの中で、母親や子どもの健康を適切に守っていくために、子育てに関する正しい情報を提供し、適切な食生活を確保できるように、米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境を目指し、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

### ① 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

(具体施策)

- ・妊婦健診★
- ・乳児家庭全戸訪問事業★
- ・養育支援訪問事業★
- ・不妊治療への支援
- ・健康診査等の充実
- ・予防接種の実施
- ・産後ヘルプサービス事業
- ・育児不安等についての相談への支援
- ・子育て講座の開催
- ・育児相談体制の充実
- ・療育相談の充実
- ・食物アレルギー対策の推進
- ・虫歯予防の推進

## ② 小児医療の充実

小児医療機関が充実する米子市においても、子どもを安心して生み、育てることができるよう、さらなる小児医療の充実・確保に努めます。

また、小児医療機関に関する積極的な情報を提供することにより、安心して子どもを生み、育てることができるという安心感を持ってもらうよう努めます。

(具体施策)

- ・ 特別医療費制度の充実
- ・ 小児救急医療支援事業
- ・ 休日歯科診療所運営
- ・ かかりつけ医の推奨
- ・ 学校等における健康診断の実施

## ③ 食育の推進

朝食を食べない等、食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が生じていることから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

(具体施策)

- ・ 子育て講座の開催（再掲）
- ・ 各種教室等講習会の充実
- ・ 学校における食に関する指導の充実
- ・ スローフード運動の推進
- ・ 規則正しい生活習慣の確立
- ・ 地産地消の推進

## ④ 思春期保健対策の充実

思春期における人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増加等、思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、性感染症やその予防等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等の使用に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対して、専門家の確保や地域での相談体制の充実に努めます。

(具体施策)

- ・ 性感染症予防対策の推進
- ・ 学校における性教育の充実
- ・ 学校における喫煙防止教室、非行防止教室の推進
- ・ 学校における教育相談体制の充実
- ・ 電話相談事業の周知

### (3) 教育環境の整備

晩婚化などによる出生数の減少により、少子化が進行し次代の親が減っていく中で、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

#### ① 次代の親の育成

次代の父親、母親を育成するために、家族が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関して、各分野が連携を図り、教育、広報及び啓発に努めます。

特に、幼い頃からの子育てに対する男女共同参画意識の形成が重要であることから、認定こども園、保育所、幼稚園から小・中学校、高等学校にいたる保育、教育機関における活動、学習の中で、男女が共同して子育てにあたるという意識形成と技術習得のための指導を、引き続き実施します。

また、中高生等の思春期において、子どもを生み育てることの意味を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、認定こども園、保育所、幼稚園、児童館等の場を活用し、小学生、中学生、高校生等との交流を推進し、乳幼児とふれあう機会を広げ、子どもの心身の健やかな成長に資するための取組を推進します。

(具体施策)

- ・保育・教育機関における男女共同参画意識の形成に向けての指導の推進
- ・乳幼児とふれあう体験学習の充実
- ・認定こども園・保育所・幼稚園等の地域活動事業の推進（再掲）

#### ② 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、学校の教育環境等の整備に努めます。

このため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり等を推進します。

(具体施策)

- ・幼児教育の充実
- ・いじめ対策の充実
- ・学校施設の充実
- ・基礎・基本の確実な定着
- ・豊かな人間づくり推進事業
- ・教職員研修の充実
- ・学校行事等への参加の推進
- ・通学路の安全対策の推進



### ③ 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもを地域全体で育てるために、学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

(具体施策)

- ・地域における人権教育の推進
- ・児童文化センターの運営
- ・市民総スポーツ運動推進事業
- ・子ども会等青少年育成団体の活動支援
- ・多様な体験機会の提供
- ・日本語教室の開催

### ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストア等において、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、DVD、コンピューターソフト等の販売や、テレビやインターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されます。

したがって、関係機関、各種団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携し、関係業界に対する自主規制措置を働きかける等、有害環境対策を推進します。

また、喫煙や薬物等の使用に関する教育、防止対策の推進に努めます。

(具体施策)

- ・携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導
- ・有害サイトなどから児童を守る活動の推進
- ・危険ドラッグ・薬物等への教育・啓発
- ・飲酒・喫煙防止対策の推進

## (4) 生活環境の整備

子育て世代を取り巻く、雇用不安等の様々な社会的不安に対して、安心して生活でき、子育てを行うことができるように、良好な住宅・居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備等、安全・安心なまちづくりを推進し、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進します。

### ① 良質な住宅・居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりがある住宅を確保できるよう、良質で安全なファミリー世帯向け公営住宅の確保を図ります。

また、シックハウス対策の推進等により、居住環境の安全性の確保に努めます。

(具体施策)

- ・公営住宅における良質な住宅の供給
- ・公営住宅における子育て世代への優遇措置制度等の検討

## ② 安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの親が、安心して外出できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や受動喫煙（室内等において他人のタバコの煙を吸わされること。）の防止対策等を推進し、子育て世帯にやさしい環境の整備に努めます。

また、子どもや子ども連れの親等が安全に安心して通行できるよう、道路交通環境の整備を推進します。

さらに、子どもが犯罪等に巻き込まれないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の設備、配置において、犯罪等の予防を考慮するとともに、防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進します。

（具体施策）

- ・安全な公園・道路環境の整備の推進
- ・受動喫煙防止対策の推進
- ・防犯灯・街路灯の設置の推進

## （５）職業生活と家庭生活との両立支援

就労と出産・子育ての二者択一ではなく、子育てと仕事とのバランスが保てるように、企業の意識啓発、地域の子育て支援、保育サービスの充実等により、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

### ① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

職業生活と家庭生活が両立するためには、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行や諸要因を解消し、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直しを行うことが必要であり、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進し、職場における子育て支援意識を醸成し、男女がともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい環境づくりを推進するため、関係団体との連携を図りながら、広報、啓発、研修、情報提供等を積極的に行います。

（具体施策）

- ・男女共同参画社会の形成の促進
- ・企業・職場における子育て支援意識の啓発
- ・労働条件の向上への啓発
- ・父親の育児参加の啓発

### ② 仕事と子育ての両立の推進

多様な働き方に対応した延長保育等の保育制度や産休・育休後の社会復帰支援、放課後児童健全育成事業及び地域での相互援助活動等の充実を図り、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

（具体施策）

- ・放課後児童健全育成事業の充実・推進★
- ・ファミリー・サポート・センターの整備・充実（再掲）★
- ・保育制度の充実
- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

## (6) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪へ巻き込まれないようにするだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、保護者の自覚を高めることや子育てに関する正しい情報の提供などに努めるとともに、子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、地域における人々の交流により、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指します。

### ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、交通安全指導員、保育所、幼稚園、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの効果や正しい使用方法を周知し、着用率の向上を図ります。

(具体施策)

- ・交通安全の推進
- ・通学路の安全対策の推進（再掲）

### ② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る社会の形成を推進します。

(具体施策)

- ・校区防犯協議会の活動の推進
- ・子どもの安全を地域で守る体制づくりの推進
- ・子どもを犯罪から守る関係機関・団体との連携
- ・非行防止活動団体等の支援
- ・学校安全マニュアルの整備
- ・家庭内における児童の安全確保の啓発

## (7) 支援を必要とする子ども等への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、県との連携も図り、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

### ① 児童虐待予防・防止対策の充実

増加する児童虐待に対応するため、児童虐待の相談体制、関係機関の連携体制を充実し、予防と早期発見・早期対応を適切に行うとともに、児童虐待予防と防止対策の充実を図ります。

(具体施策)

- ・家庭児童相談室の充実

- ・児童虐待、DVの通告・受付体制の充実
- ・育児困難家庭等への相談体制の充実
- ・児童虐待防止ネットワークの充実
- ・虐待予防・防止に関する研修会の実施

## ② ひとり親家庭の自立支援の推進

米子市では、ひとり親家庭が増加傾向にあることから、子育て費用等の負担軽減、就労支援等を図り、ひとり親家庭への経済的支援や、生活支援に努めます。

(具体施策)

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業★(再掲)
- ・ひとり親家庭への支援制度・事業の推進
- ・母子生活支援施設の充実
- ・ひとり親家庭相談の充実
- ・ひとり親家庭への経済的支援
- ・公営住宅における子育て世代への優遇措置制度等の検討(再掲)
- ・ひとり親等家庭の子どもへの学習支援

## ③ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図ります。

(具体施策)

- ・妊婦健診★(再掲)
- ・健康診査等の充実(再掲)
- ・学校等における健康診断の実施(再掲)
- ・障がい児保育の推進(再掲)
- ・特別支援学級の充実
- ・療育相談の充実(再掲)
- ・児童発達支援センター(あかしや)の充実
- ・療育に関するネットワークの構築

## ④ 被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、要保護児童対策地域協議会関係機関が連携し、きめ細かな対応の実施に努めます。

(具体施策)

- ・要保護児童対策地域協議会関係機関の連携充実
- ・いじめ対策の充実(再掲)